

やまなし  
家庭的養護推進プラン

平成27年3月

山梨県

# 目 次

## 第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の基本的な考え方	1
2 計画の性格	1
3 他の計画との関係	1
4 計画の期間	2
5 計画の対象	2
6 用語の整理	2

## 第2章 社会的養護を取り巻く状況

1 社会的養護の現状と課題	3
2 社会的養護を必要とする児童の状況	3

## 第3章 計画策定の基本方針と具体的な計画

1 基本方針	5
(1) 児童養護施設における小規模・地域分散化	5
(2) 乳児院における小規模化	5
(3) 里親等委託の推進	5
2 家庭的養護の推進に向けた具体的な計画	7
(1) 各年度における措置児童数の見込み	7
(2) 施設の小規模化・地域分散化、家庭養護の推進の目標	7
(3) 本体施設の機能強化	9
本体施設の専門機能の強化	9
地域支援の充実	9
(4) 施設の小規模化・地域分散化、本体施設の機能強化に向けた 人材育成	9
(5) 家庭養護(里親・ファミリーホーム)の推進	9
里親	9
ファミリーホーム	10
(6) その他	10

## 第1章 計画の基本的事項

### 1 計画策定の基本的な考え方

社会的養護の充実については、平成23年7月に国がとりまとめた「社会的養護の課題と将来像」の中で、社会的養護は、原則として家庭養護を優先するとともに、施設養護もできる限り家庭的な養育環境の形態に変えていく必要があるとされ、今後十数年の間に、施設本体、グループホーム、里親等の割合を3分の1ずつにしていく目標が掲げられた。

また、社会的養護は、保護者のいない子どもや、保護者に監護させることが適当でない子どもを公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことであり、施設養護と家庭養護が相互に補完しつつ児童のニーズを満たすことが重要である。

これを踏まえ、本県では、社会的養護はできる限り家庭的な環境の中で、特定の大人との継続的で安定した愛着関係の下で行われる必要があることから、原則として家庭養護(里親・ファミリーホーム)を優先するとともに、施設養護(児童養護施設、乳児院)についても、家庭的な養育環境(小規模グループケア、グループホーム)の形態に変えていくこととする。

### 2 計画の性格

平成24年11月に国は「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」を取りまとめ、その中で各施設は「家庭的養護推進計画」を、都道府県は「都道府県推進計画」を策定する旨の技術的助言(地方自治法第245条の4第1項)が示されたことから、本県においてもこの計画を策定し、児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護を推進することとした。

### 3 他の計画との関係

「子ども・子育て支援法」では、国の基本指針に従い、都道府県が「子ども・子育て支援事業支援計画」を策定することとされ、同法第62条第2項第4号において、「保護を要する子どもの養育環境の整備、(中略)その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項」を定めることとされていることから、「やまなし子ども・子育て支援プラン」と整合性を図る。

#### 4 計画の期間

平成27年度から平成41年度までの15年間を計画期間とし、5年ごとの期末に目標の見直しを行う。

#### 5 計画の対象

この計画の対象は、児童養護施設、乳児院、里親及びファミリーホームとする。

#### 6 用語の整理

「家庭養護」…「施設養護」に対する言葉として、里親・ファミリーホームに用いる。

「家庭的養護」…施設養護のうち、グループホームや本体施設の小規模グループケアといった家庭的な養育環境をいう。

「グループホーム」…地域小規模児童養護施設及び分園型小規模グループケアをいう。

## 第2章 社会的養護を取り巻く状況

### 1 社会的養護の現状と課題

子ども・子育てを取り巻く社会環境が大きく変化する中で、すべての子どもに良質な成育環境を保障することが必要である。

これまでの社会的養護は、親がいない、親が育てられない子どもへの施策であったが、近年、虐待などにより心に傷を持つ子どもや、何らかの障害を持つ子どもが増加しており、子どもが抱える問題は多様化・複雑化・高度化している。

集団生活を基本とした児童養護施設での養育が困難となる状況が発生しており、子どもの状況に応じた質の高いケアが求められている。

### 2 社会的養護を必要とする児童の状況

児童数については今後15年間で減少が見込まれているが、現在でも児童数が減少している中、社会的養護を必要とする児童数(以下「措置児童数」という。)は増加している。本県における措置児童数の推移は、次のとおりである。

【表1】山梨県における措置児童数の推移

各施設種別 \ 年度	17	18	19	20
乳児院	24	23	17	25
児童養護施設	196	196	232	225
<b>施設小計( )</b>	<b>220</b>	<b>219</b>	<b>249</b>	<b>250</b>
里親・ファミリーホーム( )	56	59	65	75
<b>措置児童合計( + )</b>	<b>276</b>	<b>278</b>	<b>314</b>	<b>325</b>
<b>伸び率(%)</b>		100.7	112.9	103.5

資料：福祉行政報告例

伸び率

本年度措置児童合計数を  
前年度措置児童合計数で  
割ったもの×100

	21	22	23	24	25
	25	22	18	26	31
	210	223	212	207	210
	235	245	230	233	241
	71	86	96	91	89
	<b>306</b>	<b>331</b>	<b>326</b>	<b>324</b>	<b>330</b>
	94.2	108.2	98.5	99.4	101.9

また、里親等の委託率は全国でも高く、平成25年度は全都道府県中第7位となっている。

【表2】里親等委託率の推移

委託率	年度	17	18	19	20
山梨県(%)		19.9	20.5	20.7	23.1
全国(%)		9.1	9.5	10.0	10.5

21	22	23	24	25
23.2	26.0	29.4	28.1	27.0
11.1	12.0	13.5	14.8	15.6

里親等委託率：措置児童数全体（児童自立支援施設・母子生活支援施設を除く）に占める里親・ファミリーホームの委託児童数

## 第3章 計画策定の基本方針と具体的な計画

### 1 基本方針

#### (1) 児童養護施設における小規模化・地域分散化

児童養護施設における小規模化は、児童養護施設の施設経営を縮小することではなく、その機能を地域分散化し地域支援へと拡大させ、施設の機能を大きく発展させていく。

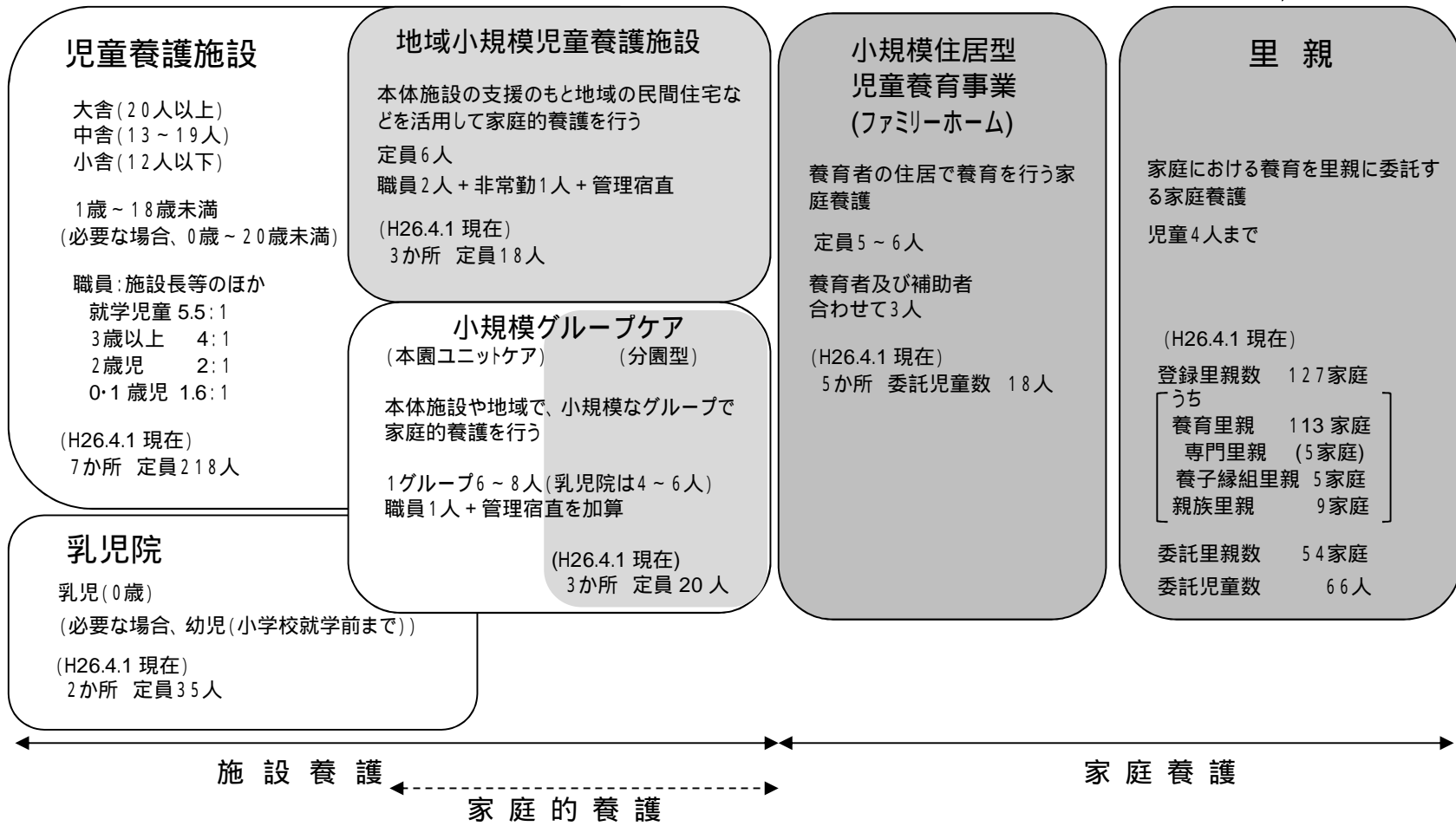
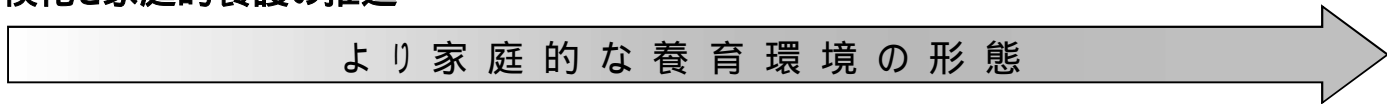
#### (2) 乳児院における小規模化

乳児院は言葉で意思表示できず、一人で生きていくこと、生活することができない乳幼児の生命を守り養育する施設である。このため、乳児院における小規模化は、アセスメントが十分になされない段階での緊急対応を行う役割を持つなどの乳児院の特性や役割に十分留意しながら進めていく。

#### (3) 里親等委託の推進

養育者の住居で生活をともにし、家庭で家族と同様な養育をする里親やファミリーホームへの委託を推進する。

# 施設の小規模化と家庭的養護の推進





## 2 家庭的養護の推進に向けた具体的な計画

### (1) 各年度における措置児童数の見込み

児童数は減少していくと見込まれるものの、措置児童数は増加すると見込まれる。

社会的養護の需要量の見込みは、平成21～25年度の措置児童数の平均伸び率を基に今後15年間の推計を行った。

(平成25年度末措置等児童数 330人)

【表3】平成27～41年度における社会的養護の需要量の推計

前期(年度)	27	28	29	30	31
措置児童数	333	334	335	337	338

中期(年度)	32	33	34	35	36
措置児童数	339	341	342	343	345

後期(年度)	37	38	39	40	41
措置児童数	346	348	349	350	352

### (2) 施設の小規模化・地域分散化、家庭養護の推進の目標

社会的養護が必要な子どもを、可能な限り家庭的な環境において安定した人間関係の下で育てることができるよう、ケア単位の小規模化、里親やファミリーホームなどを推進する。

また、児童養護施設に入所した子どもについて、施設本体からグループホームへ、そして里親やファミリーホームへと、支援を継続しながら、家庭に近い環境で養育できるようにしていく。

目標値は、社会的養護の推計需要量に調整枠( ) (8～10%)を見込んだ数として設定することとし、計画各期の目標値は【表4】のとおりである。

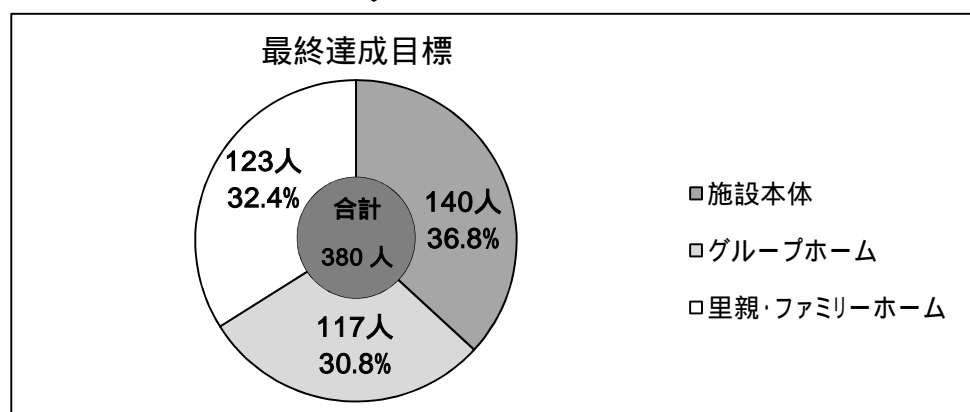
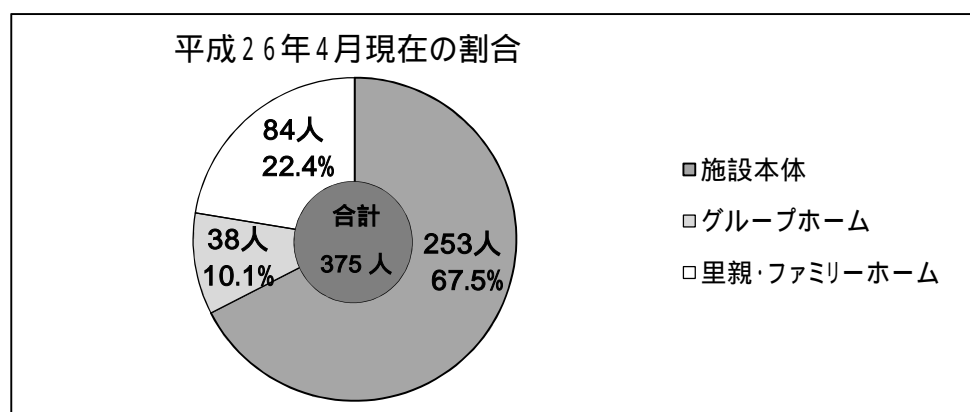
本計画における最終達成目標は、施設本体の入所定員を140人(36.8%)、グループホームの入所定員を117人(30.8%)、里親・ファミリーホームの委託人数を123人(32.4%)とする。

調整枠：児童養護施設等に入所する児童数については、定員の枠内で常に増減しており、定員と入所人員との差の範囲内を児童の緊急受け入れ時等に必要な調整分として確保しておくもの。

【表4】計画各期の目標値

施設種別・形態別		各期別			
		平成26年4月	前期5年間	中期5年間	後期5年間
施設	施設本体	253 (67.5%)	214	211	140 (36.8%)
	グループホーム	38 (10.1%)	66	64	117 (30.8%)
里親・ファミリーホーム		84 (22.4%)	92	101	123 (32.4%)
合計		375	372	376	380

< 参 考 >



### (3) 本体施設の機能強化

施設機能の地域分散化に伴い、本体施設は、地域支援の拠点となる施設として、心理療法担当職員、個別担当職員、里親支援専門相談員など専門性の高い職員を配置し、親や里親の支援に加え、地域の子育て家庭の支援を行う。

#### 本体施設の専門機能の強化

愛着障害や発達に課題を持つ被虐待児の施設入所が今後も見込まれるため、基幹的職員( )や心理療法担当職員などの専門的な職員の配置の推進等専門的ケアの体制の充実を図る。

また、里親が養育に悩みを抱えた時、孤立化を防ぐため、各施設に里親支援専門相談員の計画的な配置を推進する。

基幹的職員：自立支援計画等の作成及び進行管理、職員の指導等を行う職員

#### 地域支援の充実

保護者の疾病等で家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、施設等で預かる子育て支援機能の充実を図る。

### (4) 施設の小規模化・地域分散化、本体施設の機能強化に向けた人材育成

子どもが抱える問題が多様化・複雑化・高度化する中、家族全体を捉えたソーシャルワーク的支援が必要なケースも増加しており、職員は高い専門性が求められているため、基幹的職員等への研修を実施するなど施設職員の支援技術の向上に取り組む。

専門性の高い職員は、各施設に1人ないし2人で業務にあたっていることが多いため、施設間において、支援技術の提供や情報交換などを行うことにより、専門性の維持向上や孤立化しないようなサポート体制を整備する。

### (5) 家庭養護(里親・ファミリーホーム)の推進

養育者が固定される家庭養護は、子どもとの安定的な関係が築ける反面、社会的養護を必要とする子どもの多くは、虐待を受けた経験などにより心に傷を持っていたり、心身に障害を持っていたりするため、様々な形で問題が発生することが考えられる。

このことから、家庭養護の推進のためには十分な支援を行う必要性がある。

#### 里親

里親経験者による体験発表会や里親制度の説明会などにより、新たな里親の登録を推進する。

また、児童相談所に里親担当職員を配置し、里親会とともに、支援体制の充実を図る。

児童養護施設や乳児院は、里親支援の拠点として各施設に里親支援専門相談員を計画的に配置し、地域の里親に対して相談やレスパイト・ケア(一時的な休息のための援助)を行うなど継続的な支援を行う。

里親会は、里親に対する研修、相談、里親同士の交流などを行うとともに、里親が悩みを抱えたときなどに孤立化を防ぐための支援を行う。

### **ファミリーホーム**

ファミリーホームは、里親と同様に子どもを養育者の家庭に迎え入れて養育を行う家庭養護であると明確化されたことから、養育者の資質の向上に向けた研修の充実や、訪問や相互交流など孤立化させない取り組みを進める。

また、児童養護施設は地域のファミリーホームからの相談に応ずるなどの支援を行う。

### **(6)その他**

心理的困難や苦しみを抱え、日常生活に生きづらさを感じている情緒障害児等に対して、心理的治療などの支援を行っていく。